

こんなときは確定申告してください

◎医療費が多くかかったとき

○平成19年1月から12月に支払った医療費がある場合は、下記のとおり計算された金額を所得から差し引くことができます。(最高200万円)

所得から差し引ける額	=	支払った医療費 (高額医療費等控除後の額)
	-	10万円か所得の5% (いずれか少ない方)

○必要書類

- 医療費控除明細書(税務課窓口にあります)
- 領収書
- 源泉徴収票

※介護用のおむつ代で医療費控除を受ける場合

医療費控除を受ける場合は、医療機関で発行される「おむつ使用証明書」の添付が必要になります。2年目以降については、芳賀町で要介護認定を受けている人で、主治医意見書に「尿失禁の可能性あり」、「日常生活自立度B1以上」などを満たしていれば、役場健康福祉課で発行する「主治医意見書内容確認書」で控除を受けることができます。

◎マイホームを建てたとき

住宅ローンを利用して、マイホームを新築・購入・増改築した場合、一定要件を満たしていると住宅借入金等特別控除を受けることができます。

○必要書類

	新築	中古	増改築
登記事項証明書	◎	◎	◎
請負・売買等の契約書	○	○	○
住民票	○	○	×
源泉徴収票	◎	◎	◎
借入金年末残高証明書	◎	◎	◎
建築確認通知書	×	×	○

◎原本が必要 ○写しが必要 ×不要

○必要要件

平成19年中に入居した人で、住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合は、適用期間を10年または、15年のどちらか一方を選択するようになります。

- 10年の場合の適用率
1～6年目⇒1% 7～10年目⇒0.5%
- 15年の場合の適用率
1～10年目⇒0.6% 11～15年目⇒0.4%

◇申告案内の通知書◇

毎年、役場から送付している申告案内の通知書は、前年の申告実績などから送付していますので、通知書が届いた人でも申告の必要がなかったり、逆に通知書が届かなくても申告の必要な人がいますので、申告をした方がいいかどうか分からない場合は、お問い合わせください。なお、役場で申告をする人で、税務署から申告書を送付された場合は、送付された申告書等を持参してください。

◎営業・農業従事者(事業所得)

○収支内訳書または収入・支出の分かる書類など<農業経営者の皆さんへ>

- 昨年まで、配布していた『収支計算ノート』の製作は終了となりましたので、出納帳など適宜ご利用ください。

◎給与・年金所得がある人

- 給与所得者でも、会社を退職したなどで年末調整をしていない人
- 給与を2か所以上から受けている人
- ※いずれの場合も源泉徴収票が必要です。

◎土地・建物を貸している人(不動産所得)

- 収入(小作料等)の内訳が分かる書類
- 経費などが分かる書類または領収書

◎土地・建物・株式を売った人(譲渡所得)

- 収入金額、必要経費が分かる書類
- 譲渡物件の取得費、登記手数料などが分かるもの
- 公共事業の買収の場合は、「買取証明書」「収用等の証明書」

◎その他の所得

- 事業所得>外交員、源泉徴収されない給与収入がある人
- 一時所得>生命保険満期返戻金など
- 雑所得>個人年金など
- 退職所得>退職金

◆収入が少ない、または0円の人も必要です◆

- 世帯主で国民健康保険加入者の場合
⇒国保税額が軽減されます
- 児童手当を受けている人、県営住宅・町営住宅に入居している人の場合
⇒切替時期に提出する必要書類を発行するとき必要になります。

◆時間延長日・休日受付日をご利用ください◆

下記のとおり実施します。地区の割り当てはありませんので、ご都合に合わせてご利用ください。

- 時間延長日 2月28日(木)19:00まで受付
- 休日受付日 3月2日(日)、9日(日)の2日間 8:30～12:00(午前中のみ受付)

確定申告

期間 2/18(月)～3/17(月)

会場 役場2階大会議室

☎税務課賦課係【☎028(677)6035】

申告に必要なもの

- ◆申告用紙(税務署から送付されている人のみ)
- ◆印鑑(認め印で可)
- ◆口座番号の分かるもの(申告者名義の口座)
- ◆源泉徴収票(給与・年金など ※源泉徴収票は申告書添付となり返却できませんのでご承知ください。)
- ◆各種控除を受けるための証明書
 - 生命保険料、地震保険料等の支払証明
 - 国民年金保険料の支払証明書または領収書
- ◆その他申告に必要な書類
 - 収支内訳書や控除明細書等 ※詳しくは次ページを参照。

■申告受付日程表

月 日	午前の部 8:30～11:30受付	午後の部 13:00～16:00受付
2月18日(月)	下原(西・中・東・西南) 平和 三日市 大久保	堀合 羽口 天寺 寺の内 青木 古谷
2月19日(火)	下中部 梶内 梶内西 行沢 天神 石塚	高田 宮田(東・西) 大川 西山根
2月20日(水)	協和 東根 五ヶ東 山根 大塚	谷津 みどりヶ丘 菅塚南 下原新町 三日市 坂の上 殿山
2月21日(木)	久津方 西秋場 芳南 池の尻 中坪	芳志戸 清水 中郷 上岡(北・南) 金井 手彦子 飯島
2月22日(金)	般若塚 八宿(上・下) 八新田 八(西・南・中)	八北 タウンハツ木 稻荷沢 前畑 稲(協・宿・東・南・中) 新生
2月25日(月)	給部(東・南・西・北) 杭之内 宮内 東中郷 梨木	唐桶 和泉 桜田 宿東 宿
2月26日(火)	和泉台 明和 和泉ニュータウン(1・2・3) 牧場南	道上 茂栄坂(1・2・3班) 免の内 大和田
2月27日(水)	舟戸東 舟戸西 城下 峯下 金井島上 金井島下	"谷近 谷近東 西中郷 堀の内(上・下) 長島(上・下) 清水沢 清水沢上 橋場(東・西)
2月28日(木)	舟戸が丘 西法寺 大畑(東・新・西) 栄町(北・東・栄)	坊新田(東・西・中・南) 萩田 台宿(一・中) 古谷
2月29日(金)	大谷近 中塚田 新谷 前中 漆原 下塚田 中塚田新	入江 俵岡 双六 黒岡
3月2日(日)	※休日受付日 受付時間 8:30～12:00	
3月3日(月)	松下 治部内 天王寺 正生田 西新谷	大沖 関谷 近内 山崎 打越
3月4日(火)	上横町(北・東)	上横町西 西町(上・下) 内町上
3月5日(水)	内町下 代町(1・2・5区) 横町	赤坂 上野原(東・西)
3月6日(木)	二子塚 丸子苑 幸町 赤坂団地 サンコーポラス芳賀 県営祖母井住宅 みなみ町 祖母井南3区(東・西) 祖母井南部4区	谷中 谷中西 南郷
3月7日(金)	下南郷 新田 坂の上 下町	宿上 上新田 社后 緑町 谷中東
3月9日(日)	※休日受付日 受付時間 8:30～12:00	
3月10日(月)	大島(北・南) 上中郷 中郷	塩の目 天神延生 上郷
3月11日(火)	上郷(西・東・南) 城興寺	下郷 下郷(東・南・元) 与能一
3月12日(水)	与能(二・三)	与能下 与能下(中・東)
3月13日(木)		
3月14日(金)	上記の日に申告相談に来られなかった人	
3月17日(月)		

※地区割は、ご都合に合わせて変更可能です。

※例年、申告期間終了間際は混雑が予想されます。余裕を持ってご来場ください。

※医療費控除の領収書、農業所得の経費の領収書などは事前に集計していただくと、申告がスムーズになります。